平成２７年（フ）第１０９号
埼玉県行田市大字埼玉4534番地４　高齢者グループホームほっとほっと
債務者　牛澤　誠一
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１４２号
川崎市川崎区大島２丁目10番１号　高橋ビル302
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
川崎市川崎区四谷上町12番５号　プランタン大師公園203
債務者　今井　照夫
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
川崎市高津区末長３丁目31番14号　コージーハウス105
債務者　菅野　悦子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
川崎市高津区千年新町24番地１　メイトリー202
債務者　若月　愛美
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
川崎市多摩区長尾２丁目11番１号　リライアンス向ヶ丘遊園102
債務者　針生　くに
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
川崎市麻生区百合丘１丁目５番地20　ホワイトハウス303
債務者　前田百合枝
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
岐阜県山県市佐賀255番地
債務者　今村　　宏
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１２７号
岐阜県山県市佐賀255番地
債務者　今村　幸美
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４４号
岐阜県恵那市長島町中野100番地23　雇用促進住宅長島第二宿舎１号棟103号
債務者　雲野　俊子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１１０号
静岡県駿東郡長泉町下土狩264番地の６　山本レジデンス201号
債務者　湯山さおり
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６５１号
名古屋市北区清水２丁目24番１号　ヤマキビル206号
債務者　阿部　光枝
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３号
群馬県太田市下浜田町19番地38
債務者　木村　明生
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第５３号
岐阜県多治見市松坂町２丁目１番地の72
債務者　松田　敬之
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２０号
静岡県掛川市下俣南１丁目18番16号　プリマベーラ302号
債務者　清水美千代
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
香川県高松市高松町543番地１　グランコートＭ　Ｂ101
債務者　霧村　牧子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係